平成２４年（フ）第３６４号
静岡市駿河区高松１丁目４番30―303号、旧住所静岡市駿河区敷地２丁目６番11号　グレースコート205
債務者　津川　正規
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６５号
静岡市葵区上土１丁目17番26号　関方ハイツ201号
債務者　井上　雅惠
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７０号
静岡県浜松市中区海老塚１丁目10番20―702号　朝日プラザ
債務者　竹野　幸子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第７４号
栃木県小山市犬塚３丁目32番地１　犬塚住宅311号、従前の住所静岡県伊東市八幡野1725番地の12
債務者　天生　勝彦
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第６５８号
東京都日野市旭が丘３丁目２番地の21日神パレステージ豊田201
債務者　高岩　　優
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７３号
栃木県小山市西城南２丁目９番地８
債務者　髙嶋喜代子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第２３号
島根県益田市中須町307番地、前住所山口県萩市大字須佐5041番地８
債務者　伊藤　浩治
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月27日午後１時５分
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第１１０号
沖縄県宜野湾市字愛知245番地　オアシスＲＥＮ301号
債務者　太田　　学
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２６７号
静岡県浜松市南区遠州浜３丁目２番22―204号　県営住宅22号棟
債務者　溝部ウイリヤム
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第３９９５号
東京都大田区仲六郷３丁目21―２―202、開始決定時の住所東京都大田区中馬込１丁目13―14
破産者　福間　和子
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７３号
千葉県我孫子市布佐西町62番地の７　Ｃ―102号
破産者　佐々木正勝
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第５４号
千葉県白井市西白井２丁目27番地６
破産者　有限会社ジーシーエル
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第５５号
千葉県白井市西白井２丁目27番地６
破産者　田中　和八
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第５６号
千葉県成田市加良部２丁目１番地１　６棟202号
破産者　田野邊　博
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第５３号
茨城県稲敷郡阿見町うずら野４丁目１番地１
破産者　有限会社ノザワ
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第４１４号
千葉県印旛郡栄町酒直1738番地の39の13
破産者　鈴木　一彦
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４６号
千葉県四街道市大日386番地43
破産者　株式会社正電
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部